

## 地方消費税交付金（引き上げ分）の財源充前一覧表

消費税が平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げられ、引き上げ分に係る地方消費税収の用途について明確化するとともに明示するよう総務省から通知（平成26年1月24日付）がありました。

その用途の範囲については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされていることから、下記のとおり充當いたしました。

（単位：千円）

款	項	事業費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	うち引き上げ分の 地方消費税交付金
民生費	社会福祉費	24,300,554	9,263,003	15,037,551	1,329,957
	老人福祉費	6,128,461	796,074	5,332,387	472,497
	児童福祉費	28,185,993	15,018,421	13,167,572	1,044,410
	生活保護費	22,029,355	15,793,662	6,235,693	468,017
衛生費	保健衛生費	5,804,192	403,907	5,400,285	423,890
教育費	教育総務費	2,912,755	797,904	2,114,851	30,666
	幼稚園費	135,600	18,994	116,606	1,616
合計		89,496,910	42,091,965	47,404,945	3,771,053